

関係特別養護老人ホーム施設長
関係養護老人ホーム施設長 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長
(公 印 省 略)

生活相談員の資格要件について（通知）

県の高齢者福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご配慮をいただきありがとうございます。

さて、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの生活相談員の資格要件については、基準条例等において、「社会福祉法第 1 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」と定められています。このうち、「これと同等以上の能力を有すると認められる者」については、「特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの生活相談員の資格要件について」（平成 2 1 年 6 月 1 9 日付け島根県健康福祉部高齢者福祉課長通知。以下、「旧通知」という。）にて取扱いを定めていますが、今般、施設等の運営実態や他県の状況、関係機関からの意見を踏まえ、平成 2 7 年 1 月 1 日から以下のとおりとしますので、適切な職員の配置についてご配慮ください。

なお、今回の変更に伴い、軽費老人ホーム、指定短期入所生活介護の生活相談員についても同様の取扱いとしますので併せてお知らせします。

また、本通知の施行に伴い、旧通知は廃止します。

記

1. 生活相談員の資格要件

(1) 「社会福祉法第 1 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者」（従前どおり）

- ① 大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③ 社会福祉士
- ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- ⑤ 精神保健福祉士
- ⑥ 大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者

(2) 「これと同等の能力を有すると認められる者」(今回追加)

- ① 介護支援専門員
- ② 介護福祉士
- ③ 社会福祉施設等(※)で 3 年以上かつ 5 4 0 日以上介護業務又は相談援助業務に従事した経験を有する者

※社会福祉施設等の範囲

- ・社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業
- ・病院、診療所、介護老人保健施設、指定特定施設

2. 対象施設、サービス

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 軽費老人ホーム
- (4) 指定介護老人福祉施設
- (5) 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）

※指定通所介護（指定介護予防通所介護）については、別に定めるところによる。

3. 適用年月日

平成27年1月1日

4. 経過措置

本通知日現在、生活相談員として配置されている者であって、本通知の資格要件に該当しない者は、資格要件を満たすものとする。

担当：施設サービス G

電話：0852-22-6520

<関係法令>

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（資格等）

第 19 条 社会福祉主事は、都道府県知事または市町村長の補助機関である職員とし、年齢 20 年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 1 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 2 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 3 社会福祉士
- 4 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 5 精神保健福祉士
- 6 学校教育法に基づく大学において、法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者

サービス	基準条例	解釈通知
特別養護老人ホーム	<p>生活相談員は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又は<u>これと同等以上の能力を有すると認められる者</u>でなければならない。</p> <p>（島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日島根県条例第 68 号）第 5 条第 2 項）</p>	<p>「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、(略)生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。</p>
養護老人ホーム	<p>生活相談員は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又は<u>これと同等以上の能力を有すると認められる者</u>でなければならない。</p> <p>（島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日島根県条例第 67 号）第 5 条第 2 項）</p>	<p>「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、(略)生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。</p>
軽費老人ホーム	<p>生活相談員は社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又は<u>これと同等以上の能力を有すると認められる者</u>でなければならない。</p> <p>（島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日島根県条例第 66 号）第 5 条第 2 項）</p>	<p>「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、(略)生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。</p>
介護老人福祉施設		<p>生活相談員の資格については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項によること。</p>
短期入所生活介護		<p>生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものとする。</p>